

社会保険労務士による

= 受講料無料 =

働き方改革 労務セミナーのご案内

2019年4月1日より、「働き方改革関連法」が順次施行されておりますが、まだまだ中小企業では対応できていない、またわからないことも多くあると思います。

このセミナーでは、「働き方改革関連法」に関する、当商工会に相談事例の多い内容について、社会保険労務士の先生をお招きし、わかりやすく解説していただきます。この機会にぜひご参加ください。

8
24(水)

【就業規則と雇用契約書】

～労働条件はどっちの条件が優先される？～

- ①就業規則と雇用契約書のそれぞれの役割
- ②就業規則の作成における注意点
- ③雇用契約書の役割と必要性

9
8(木)

【給与の決め方と給与計算の注意点】

～正規社員と非正規社員の給与～

- ①給与に係る法的ルール
- ②給与計算の注意点
- ③手当の考え方・昇給や賞与の決め方

【両日ともに】

開催時間：13：30～16：00

開催場所：長久手市商工会館

講師：社会保険労務士 山下裕子氏
(社労士法人アシスト 名古屋オフィス代表)

申込方法：裏面申込書をFAXいただくか、
裏面QRコードから申込フォームにてお申し込みください。



社会保険労務士による 個別巡回指導

= 相談料無料 =

上記、社会保険労務士 山下裕子先生が、働き方改革全般、セミナーテーマ以外にも、多様なご相談に対応します。ご相談は会社に訪問させていただくことも、商工会で相談されることも可能です。ご希望の方は、商工会までご連絡をお願い致します。

●ご相談内容（例）

- ・働き方改革全般について知りたい
- ・従業員に年次有給休暇を取得させられていない
- ・残業代の支給基準・各種手当の設定方法
- ・パートに対する休業補償の考え方
- ・年次有給休暇消化時の給料の計算方法
- ・就業規則の作成について
- ・パートに対する雇用契約書の記載の仕方

無料労務セミナー 参加申込書 【FAX0561-62-7729】

事業所名			
TEL		FAX	

第1回	8/24 (水) 13:30~16:00 【就業規則と雇用契約書】 ~労働条件はどちらの条件が優先される?~
参加者名①	
参加者名②	
第2回	9/ 8 (木) 13:30~16:00 【給与の決め方と給与計算の注意点】 ~正規社員と非正規社員の給与~
参加者名①	
参加者名②	

個別訪問希望	<input type="checkbox"/> 社会保険労務士の個別訪問を希望します。 (ご希望される日程・相談内容などお書きください。)
	希望時期： _____月 初旬・中旬・下旬 AM・PM _____曜日希望
	相談内容：

お申込み・お問い合わせ先： 長久手市商工会 TEL 0561-62-7111 FAX 0561-62-7729	セミナー申込フォーム  ※セミナー前日まで使用可能です。
---	---